

付注3-3 今回試算の2つのポイント

今回の試算は、主に次の2つの特徴を持っている。1つは、有形固定資産の作成方法の充実であり、もう1つは、政府が負うべき将来債務をより厳格な発生主義に基づき計上することで、具体的には公的年金と退職給付金の将来債務の計上である。

まず第1に、有形固定資産のストック・データの作成方法の充実についてであるが、93SNAでは有形固定資産を、「昭和45年国富調査」を基礎資料とし1970年末をベンチマークとするベンチマーク・イヤー法で推計している¹。今回はさらに2点についてデータの改善を行う。1点目は、1990年以前のデータ分は93SNAの前の基準である「1968年国民経済計算体系(68SNA)」に準拠したものしか公表されていないため、推計作業に当たっては93SNAとの接合に十分配慮する。もう1点は、前述の通り、93SNAでの有形固定資産のストック額は公共部門全体と一般政府について、それぞれ公表されているのみであるため、今回は中央政府、地方政府等の内訳別のデータを新たに推計する。また、公表データでは有形固定資産のストック額が掲載されているのみでその内訳別(例えば中央政府や地方政府)のデータが利用できないため、今回の試算では推計により補完し、各部門別資産項目別のデータのマトリクスを完成する。つまり、中央政府、地方政府などの各部門がそれぞれどのような固定資産を持っているかを明らかにする。

今回の試算の第2の特徴は、公的年金と退職給付金の将来支払額を算出することである。

まず、公的年金債務については、厚生年金、国民年金、共済年金(国家公務員、地方公務員、私学、農林)に分けて推計する。各公的年金の給付現価(将来にわたって支給される年金総額を現時点の価額に割り戻した額)を推計し、その給付現価について負担主体毎に政府負担分、積立金分、将来保険料収入分を推計する。

年金の将来債務の推計結果は、政府の将来の支払いへのコミットがどこまでの範囲とみるかによって異なってくる。今回の試算では、政府の年金債務の負担範囲については、支給財源により負債計上の適否を判断する。つまり、将来の保険料収入分は雇用主、被保険者により負担されるため政府の将来の負債とはせず、公的年金の積立金分と将来の国庫負担分のみを政府の負債として計上する。ただし、国家公務員共済と地方公務員共済については、将来の保険料の半分が、厚生年金の雇主負担に相当する政府の負担分となることから、これらの負担分も政府の負債として計上する。なお、大蔵省(2000)を参考に、政府の負担範囲について4つのケースを想定し、それらに基づく年金債務残高を試算した。(付注3-5を参照。)

退職給付金については、算出に当たり2通りの計算方法が考えられる。1つの方法は、現時点で各部門が清算されると想定した場合の所要支払額であり、各部門に勤務する全職員が仮にストック・データ作成時点で自己都合退職とした場合に要する支払金額が計上される。大蔵省(2000)、自治省(2000)、東京都(2001)などはこの方法に基づいて退職給与引当金を計算している。もう1つの方法は、将来の必要支払額の流列を現在価値に割り戻して導出するいわば積立金方式であり、この方式は企業会計で採用されている。後者の方法だと、毎年どれだけの採用者数と退職者数を想定するかにより推計値が左右される難点があるが、一方で前者の方法では、年齢の若い職員も現時点で退職すると仮定し、それまでの短い勤務期間に対して退職金額が算定されることとなる。実際には若年の職員は今後も勤務を継続することが予想されることから、推計値は実際の要支払金額よりも過小評価されることとなる。今回の試算では、前者の方法を採用した。

¹ benchmark year法。基準年のストック額(ベンチマーク)を直接調査により確定し、それに前後の価格変化調整後の資本形成を加減し、固定資本減耗分を控除して推計する。なお、社会資本ストックは、ベンチマークを設けずに価格変化や固定資本減耗を考慮しながら過去の投資系列を積み上げる恒久棚卸資産法(perpetual inventory法)が採用されている。